

神奈川県土砂の適正処理に関する条例 e-kanagawa での申請方法(津久井治水センター版)

【津久井治水センターで電子申請を受け付けている届出】

処理計画書

(第1号様式)

処理計画変更届

(第3号様式)

処理計画補完書

(第4号様式)

処理結果(廃止)
報告書

(第5号様式)

※e-kanagawa では土砂埋立行為届、土砂埋立行為変更届、土砂埋立行為着手届も提出可能ですが、相模原市での土砂埋立行為は「相模原市土砂等の埋立等の規制に関する条例」が適用となるため、相模原市へご相談ください。

【申請の操作手順】

インターネットで「e-kanagawa 電子申請」と検索

① e-kanagawa 電子申請
にアクセス

e-kanagawa.lg.jp
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp > offerList_initD

こちらのページを開いてください

【e-kanagawa電子申請】手続き申込

GビジネスIDをお持ちの法人及び個人事業主の方は、電子申請システムにGビジネスIDでログインすることにより、電子申請システムで改めて利用者登録をすることなく、登録済みの...

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay

② トップページにて
画面右上「ログイン」から
ログイン

画面右上
利用者登録
をクリックすると
こちらのページに移動します。

利用規約をお読みになり、
ご理解いただけましたら
同意して進んでください。

メールアドレスをご入力ください。
(そのまま利用者IDとなります。)

「登録する」を押すと
本登録のためのURLを記載した
メールが届きます。

URLから
必要事項をご登録ください。

以上で利用者登録は完了です。

利用者管理

利用者登録説明

下記の内容を必ずお読みください。

利用者情報を登録した場合、以後の手続きに際し、利用者としてログインできます。
また登録した情報は、それぞれの手続きにおいて利用できるため、入力が簡素化されます。
繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

<利用規約>

神奈川県e-kanagawa電子申請利用規約

(目的)

第1条 本規約は、e-kanagawa電子申請（以下「本システム」といいます。）を利用して、神奈川県（以下「県」といいます。）に行政手続きに係る申請・届出・予約等を行うために必要な事項について定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 電子申請 インターネットを利用して行政手続の申請・届出等を行うことをいいます。
- (2) 申請データ 本システムを利用して電子申請した申請内容（添付書類を含む。）をいいます。
- (3) 利用者 本システムを利用する個人、法人又は団体をいいます。
- (4) 利用者ID 利用者が本システムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。
- (5) 整理番号 利用者の電子申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。
- (6) 予約番号 利用者が本システムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけましたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

同意する

利用者管理

利用者ID入力（利用者登録）

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。

登録いただいたメールアドレスはそのまま利用者IDとなります。

「登録する」ボタンを押すと、入力されたメールアドレスに利用者登録画面のURLを記載したメールを送信します。

URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。

また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「auto-kanagawa@dshinsei.e-kanagawa.lg.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。

上記の対策を行っても、利用者登録画面のURLを記載したメールが届かない場合には、別のメールアドレスを使用して登録を行ってください。

なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。

最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がありますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

利用者ID入力

利用者区分を選択してください **必須**

- 個人
- 法人
- 代理人

利用者ID（メールアドレス）を入力してください **必須**

利用者ID（確認用）を入力してください **必須**

登録する

②ログイン後、トップページにて「土砂の適正処理に関する条例」で検索

手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉ メールアドレスの確認 📝 内容を入力する 📍 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード 類義語検索を行う

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

こちらに

絞り込みで検索する >

分類別で探す > 五十音で探す >

③ 手続き一覧より、ご利用になりたい届出を選択

手続き一覧

並び替え 表示数変更

1

土砂の適正処理に関する条例 土砂埋立行為着手届 受付開始日時 2022年03月31日17時00分 受付終了日時 随時	土砂の適正処理に関する条例 土砂埋立行為変更届 受付開始日時 2022年03月31日17時00分 受付終了日時 随時
土砂の適正処理に関する条例 処理計画補完書 受付開始日時 2022年03月31日17時00分 受付終了日時 随時	土砂の適正処理に関する条例 土砂埋立行為届 受付開始日時 2022年03月31日17時00分 受付終了日時 随時
土砂の適正処理に関する条例 処理計画変更届 受付開始日時 2022年03月31日17時00分 受付終了日時 随時	土砂の適正処理に関する条例 処理結果（廃止）報告書 受付開始日時 2022年03月31日17時00分 受付終了日時 随時
土砂の適正処理に関する条例 処理計画書 受付開始日時 2022年03月31日17時00分 受付終了日時 随時	

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	土砂の適正処理に関する条例 処理計画書
説明	<p>■手続き概要</p> <p>建設工事の元請人が、建設工事の区域から500立方メートル以上の土砂を搬出するとき、または、ストックヤード等の設置者が、ストックヤード等の区域から月間500立方メートル以上の土砂を搬出するとき、条例第4条第1項又は第2項により届け出るための手続きです。</p> <p>届出は、土砂の搬出を開始する20日前（ストックヤード等から搬出する場合は、前月の20日）までに行う必要があります。</p> <p>■関連法令</p> <p>神奈川県土砂の適正処理に関する条例</p> <p>■手続方法</p> <p>円滑な届出を行うために、添付書類等の手続きの詳細について、提出先の土木・治水事務所（センター）へ事前に確認していただくよう、お願いします。</p> <p>電子届出を送信後は、本システムから自動で到達した旨のメール（申込完了通知メール）が届きますので、ご確認ください。</p> <p>その後、提出先の土木・治水事務所（センター）にて、順次届出内容の確認を行い、補正が必要な場合は、本システムを通じたメールや、電話等でご連絡しますので、ご対応ください。</p> <p>受理通知メールが届きましたら、手続きは完了です。</p> <p>■提出先及び問合せ窓口</p> <p>搬出元の地域を所管する神奈川県の土木・治水事務所（センター） ※土木・治水事務所（センター）一覧はこちらをご参照ください。 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4331/p12778.html</p> <p>■添付書類</p> <ol style="list-style-type: none">1. 建設工事又はストックヤードの位置及び区域を示す図面2. 搬出先の位置及び区域を示す図面3. その他知事が必要と認める図書（上記の手続窓口にご確認下さい。） <p>■参考ホームページ</p> <p>本条例のご案内 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4331/index.html</p>
受付時期	2022年3月31日17時00分～
問い合わせ先	神奈川県の各土木・治水事務所（センター）
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

<利用規約>

神奈川県e-kanagawa電子申請利用規約

（目的）

第1条 本規約は、e-kanagawa電子申請（以下「本システム」といいます。）を利用して、神奈川県（以下「県」といいます。）に行政手続に係る申請・届出・予約等を行うために必要な事項について定めるものです。

（用語の定義）

第2条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 電子申請 インターネットを利用して行政手続の申請・届出等を行うことをいいます。
- (2) 申請データ 本システムを利用して電子申請した申請内容（添付書類を含む。）をいいます。
- (3) 利用者 本システムを利用する個人、法人又は団体をいいます。
- (4) 利用者ID 利用者が本システムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。
- (5) 整理番号 利用者の電子申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。
- (6) 予約履歴 利用者が本システムで申請書の予約を行った際に発行される履歴をいいます。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。



一覧へ戻る

同意する



●●各手続の手続内容に関するお問合せ●●
各手続の担当課にお問い合わせください。
（お問合せ先は、各手続き申込画面の「手続き説明」を御参照ください。）

④ 説明と利用規約を 読み、同意して進む

⑤ 申請に必要な事項を記入し、添付書類をアップロード

選択中の手続き名：土砂の適正処理に関する条例 処理計画書

問合せ先 **+**開く

届出年月日 **必須**

届出は、土砂の搬出を開始する20日前（ストックヤード等の場合は、前月の20日）までに行う必要があります。

令和 年 月 日

提出先事務所 **必須**

提出先事務所を選択してください。

※土木・治水事務所（センター）一覧はこちらをご参照ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4331/p12778.html>

厚木土木事務所（津久井治水センター）

郵便番号 **必須**

届出者の郵便番号を半角数字で入力してください。

郵便番号

住所 **必須**

届出者の住所（法人の場合は事務所の所在地）を入力してください。

住所

届出者名 **必須**

届出者が個人の場合は上段を選択して、氏名を入力してください。

届出者が法人の場合は下段を選択して、法人名と代表者氏名を入力してください。（例：株式会社〇〇 代表取締役〇〇）

氏： 名：

法人名：

建設工事の名称（ストックヤードの場合入力不要）

建設工事の名称を入力してください。

（例：仮称・神奈川マンション新築工事）

【建設工事の内容】種別（ストックヤードの場合選択不要）

建設工事の種別を選択してください。

※「公共土木工事」及び「公共建築工事」とは

国、地方公共団体、公社等の各機関が発注した工事をいいます。

※「民間土木工事」及び「民間建築工事」とは

それら以外公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人
または企業等が発注した工事をいいます。

選択してください

【建設工事の内容】概要（ストックヤードの場合入力不要）

建設工事の概要を入力してください。

（例：RC造地上5階地下1階 1棟 建築面積800平方メートル）

入力文字数：0/200

建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域（市町村） **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

土砂の搬出元の位置する市町村を選択してください。

相模原市

・建設場所の位置、区域図
を添付してください。

建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域（所在地） **必須**

市町村より先の所在地を入力してください。
(例 1：〇〇区△△台8888番地)
(例 2：△△町9999番地)

入力文字数：0/90

添付書類のアップロード **添付ファイル** **必須**

「添付ファイル」ボタンをクリックして、添付書類をアップロードしてください。
■添付書類
1. 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域を示す図面

搬出する土砂の数量 **必須**

数字で入力してください。
(単位：立方メートル)

土砂を搬出する期間（開始） **必須**

搬出を開始する年月日を入力してください。

 年 月 日

土砂を搬出する期間（終了） **必須**

搬出を終了する年月日を入力してください。

 年 月 日

【搬出先に係る事項（1か所目）】土砂の搬出先の位置及び区域 **必須**

土砂の搬出先の位置する所在地を入力してください。
(例：〇〇市〇〇区△△台7777番地)

【搬出先に係る事項（1か所目）】搬出先埋立行為者名称 **必須**

搬出先埋立行為者の氏名又は名称を入力してください。
(例：有限会社〇〇工業 代表取締役〇〇)

【搬出先に係る事項（1か所目）】搬出先埋立行為者所在地 **必須**

搬出先埋立行為者の住所又は事務所の所在地を入力してください。
(例：〇〇市〇〇区△△台7777番地)

・搬出先の位置図、区域図
・搬出先に係る法令等の許可書
・建設先から搬出先の経路図
を添付してください。

添付書類のアップロード **添付ファイル** **必須**

「添付ファイル」ボタンをクリックして、添付書類をアップロードしてください。
■添付書類
2. 搬出先の位置及び区域を示す図面

【搬出先に係る事項（1か所目）】搬出先埋立行為者連絡先 **必須**

搬出先埋立行為者の連絡先電話番号を半角数字で入力してください。

電話番号

【搬出先に係る事項（1か所目）】搬出先についての関係法令等 法令等の名称

搬出先の区域が土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、その法令等の名称を入力してください。
(例：土地区画整理法)

【搬出先に係る事項（1か所目）】搬出先についての関係法令等 許可の時期

搬出先の区域が土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、その許可の時期を入力してください。

 年 月 日

【搬出先に係る事項（1か所目）】搬出先についての関係法令等 許可等の番号

搬出先の区域が土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、その許可等の番号を入力してください。
(例：△△第〇〇号)

⑥ 全ての項目を入力し終わったら、「確認へ進む」をクリック
申込内容を確認し、問題がなければ「申込む」をクリック
以上で手続きは完了です

※提出の内容に不備や不足がある場合は、当センターからご連絡することがございます

申込が完了すると、登録のメールアドレス宛に
整理番号が届きますので、これらは必ず保管してください！
申請の状況を確認する際に必要になります！

【申請の状況確認・修正の操作手順】

トップページ上部
「申込内容照会」をクリック
申込済の申請一覧が
表示されます。



※申込情報の修正は、処理状況が「処理待ち」又は「返却中」の場合のみ可能です。

お問合せ先:津久井治水センター 許認可指導課
住所:神奈川県相模原市緑区中野 937-2
電話番号:042-784-1111(代表)